

# 「第310回 判例・事例研究会」

妻の管理する夫婦共有財産から婚姻費用を捻出する方法

日 時	令和元年9月11日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 太田善大

## 【判例】

事件の表示	札幌高裁平成16年5月31日決定
事 案	不仲を原因として、妻Xは夫婦共有財産である700万円の預金を持ち出して別居した。妻Xは夫Yに対して、婚姻費用の支払いを求めて調停を申し立てが、夫Yは、妻Xが多額の預金を持ち出し ているから婚姻費用を支払う必要性はないと主張し、審判に移行した。
原審の判断	「相手方（夫Y）は、申立人（妻X）は、多額の預金を管理しており、生活費の不足分はそこから補えるのであるから、本件において、婚姻費用を定める必要性も緊急性もない旨主張するが、婚姻費用分担義務の性質にかんがみれば、かかる主張を採用する余地はない」として、婚姻費用の支払を命じる審判を言い渡した。

<p><b>抗告審の判断</b></p>	<p>ところで、相手方は、原審判がされた平成16年2月6日時点で抗告人と相手方の共有財産である約550万円の預金を管理しているのであるから、相手方の生活費に充てるためにいつでもこれを払い戻すことができる状態にあるといえる。そして、本件記録によれば、抗告人も相手方が上記預金から払戻しを受けて生活費に充てることを容認していることが認められる。このように、相手方が共有財産である預金を持ち出し、これを払い戻して生活費に充てることのできる状態にあり、抗告人もこれを容認しているにもかかわらず、さらに抗告人に婚姻費用の分担を命じることは、抗告人に酷な結果を招くものといわざるを得ず、上記預金から住宅ローンの支払に充てられる部分を除いた額の少なくとも2分の1は抗告人が相手方に婚姻費用として既に支払い、将来その支払に充てるものとして取り扱うのが当事者の衡平に適うものと解する。</p> <p>相手方は、夫婦共有財産があるとしても、それは離婚時に清算すべきもので、抗告人の婚姻費用分担義務はなくなる旨主張するところ、確かに、夫婦共有財産は最終的には離婚時に清算されるべきものではあるが、離婚又は別居状態解消までの間、夫婦共有財産が婚姻費用の支払に充てられた場合には、その充てられた額をも考慮して清算すれば足りることであるから、相手方の主張は理由がない。</p> <p>したがって、現時点においては、抗告人には婚姻費用分担義務はないというべきであるから、相手方の本件申立ては理由がない。</p>
<p><b>同旨裁判例</b></p>	<p>大阪高裁昭和59年12月10日決定 大阪高裁昭和62年6月24日決定</p>